

繪入

子
供
育
草

下

W435

1

W435

1

W 435

1



贈

伊沢文

796898

796897

子供をたす草卷之下

村田文夫 譯述

○睡眠の事

小児の寝時を定めて規則正しくせしむるに至極
 肝要にして小児の健康母の安快を得んは
 小児の寝時を定め之を終く守る在り然る
 とも小児生れ後一二ヶ月の間大抵始終
 眠る寝食の外は欲念なきものなるを此

一六五五五

寤を妨ぐハよかろき事也と勿論ありとも此
期を少し過ぐハ後ハ寤覺の時間漸く長
く多し或以て其時よき一して寤時を定む則ち

見守をまねるもの此頃より早く馴れとまを心
配するともハ終るべきものなきとも如し之を
急ルを容易に改めかろた悪癖を生むべし而
して小児を眠らまへる時間の法を他ふあ
り小児の欲すれとけ眠らまへる曉方より小

児を目覚ましめ眠る時間を減まを以て尤
も害ありと云故睡眠を催はば目覚し置又
眠る是れ遊を眠らせむ自然の欲まへる所
まへ然る後未と眠り是れさる所之を起
し覺をハ猶食物の未と身軀を養ふ程と食
ひ是れさる所之を奪ひ取らぬハ強
て早起すハ及ハさきとも成る大規則能
く早く寝て早く起るやうお癖付へ
小児の取扱ひを程終くまへるとまへる
睡眠を促

みるに不眠症ハかくらぬものありて定まらざる
 刻限よりききとを自ら睡を催して別段の方
 便を賜ふも及ばざるあり故に決して麻
 酔薬を用ひて睡を促さしむるは然るも不
 眠の元因をも察鑿せし小兒不眠するも其を
 多くハ只家族に於て邪魔なりとて真の阿
 片等の麻痺薬或は鎮静薬を用ひて催睡せし
 むるも母又ハ兒守の風習とまり兼て此諸
 薬の多少の阿片を含むを以て小兒の體質

小感害を悟り只其睡を催すは是れ安
 心し敢て真睡するも或は麻睡するも其
 事ハ顧みざるもの多しぬし小兒を以て睡ら
 せめんとして今日麻痺薬を用ふは明日ハ食
 欲を欠損し消化機を止む小兒衰弱し竟
 病源とすものと必定かり従ひ若し之を用ひ
 多其害多きも其眠ハ自然と出されと正しき
 生育法とす以故に腎者より之を用ふる小
 兒さききバ決して麻痺薬を小兒小與ふるは

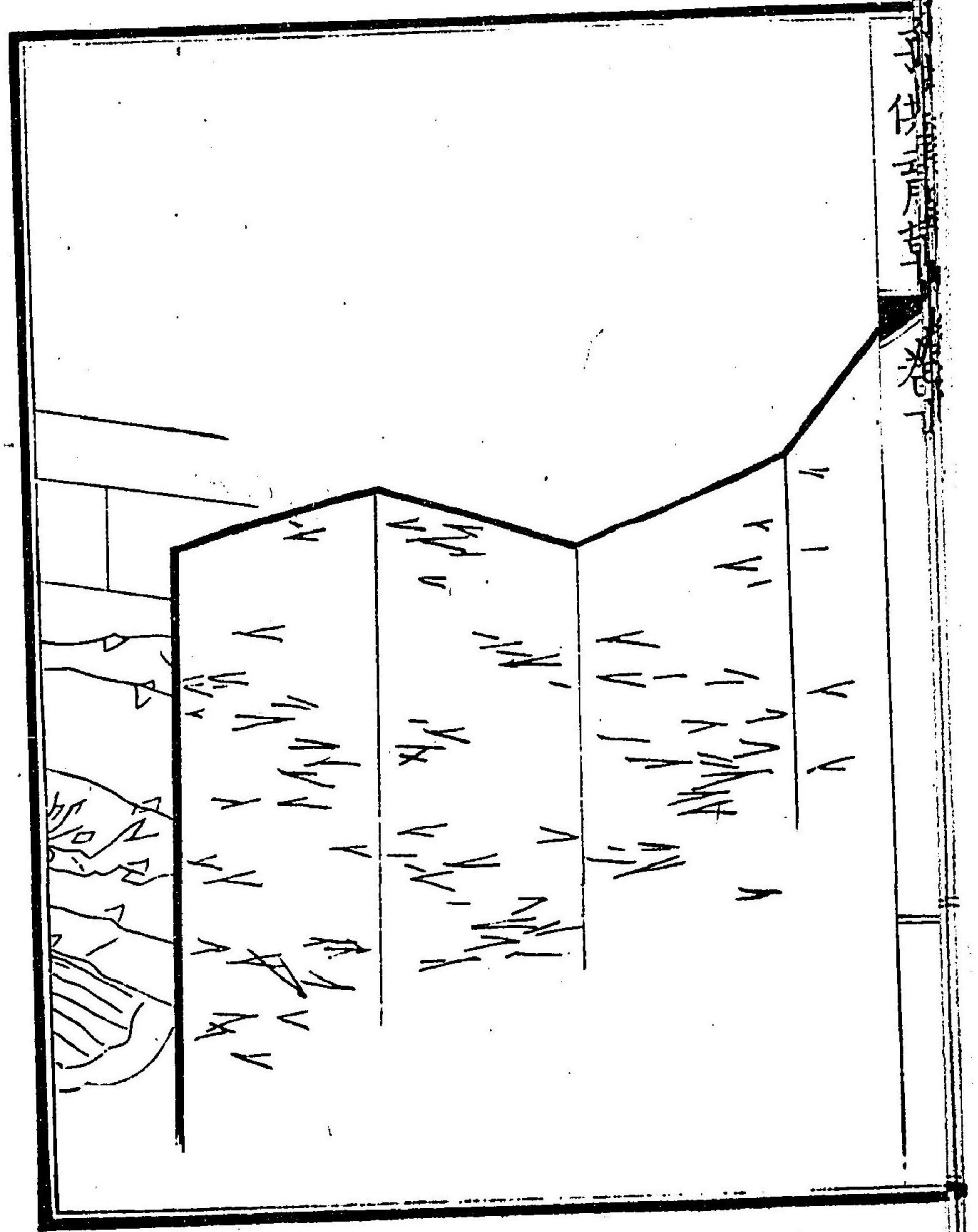
かりき又鎮睡せしめんとして賣薬の強心劑
 及び鎮痛薬を妄り小多量用しつゝ并に貧家
 此小児ハ多學文盲す思母の補合せれ飲薬
 を服して之が為り全く覺めざし程不昏睡を
 するの多きあつ世上下悉く知しと云ふ大
 驚きを發せん

小児を寝せし部屋ハ光氣を入れざる様并に
 物音の響りさし様ハ用心まじし是ハ大切
 前用心すを然し小世上はたゞと何程小児

の寢所ハ物響の来るとも小児の眠を全く覺
 さしきバ害ありと云ふと思ふを甚く間遠
 多ことなり何と云ふバ從令物響は眠を妨げ
 さしきも小児と安穩に熟睡せしめさきバ
 小児生を一月月の間ハ體温を生ずるが甚
 弱きバ寒天ハ獨り寢臥せしめたり
 母として抱き睡らば可しと云ふ程のあ
 り然れ共夏季はバツク服を穿るべきを八
 九週一週を以てを過ぎハ母又小児守の寢所



子供育草



子供育草

此近邊に小児の寢床を置き之に小児を移し
 て寢臥せしむるに母の寢所は小児の歸ら
 んと思ふ情念を避くべし二三日を過
 ぎ其後ハ絶て並話のなきをそのあり
 小児の寢床に日ハ數時の間風寒に觸らせ成
 べし一くま日光に曝まべし
 小児夜中に於て安眠せざるものを晝間に於
 て睡臥せしむるか左もきば夜に入て早く臥
 きしむべし故に夜に七時ハ寢臥せしむべし

きと晝間の睡を欲せざるべし且此の
 取扱く小児ハ午後二時に於て睡臥せしむる小児
 比すれに夜中も尚不寐く安臥せしむべし
 小児の向て自然に血液の頭部に進出するの
 此ハ睡臥中ハ頭部を掩ふことありき
 小児養育の内にも百般の事柄ありきと
 就中
 睡臥の規則を正しむるに極大切なりと
 一少く之に意を用ふるに小児も健全を得
 父母も安心せしむるも其法を立げ忽略しむる

ときと親子の發熱とゞゞ變ハ眠痺ありき
小児を安眠せしめんとするハ夜中寝臥の
頃一ニ時の間小児を抱き坐上りて歩行せさ
るべしと云ふ所ハ初ハ襦袢を脱ぎ毎夜ぬぐす
とき如し恐疾ありときハ小児ハ寒を受ず耐
親ハ歎痛し而して其過失ハ親小女子にあ
らざるが如し

○衣服の事

産後早くハ産兒の體温を生ずれば甚く微弱

年長ハ體強クカク小兒ハ其力増盛
まゝのもの方ハ此義を社ハ心得置ゞゞ如何ハ
吐る者ハ俗稱ハ熱温を辨するハ小兒ハ
間を以て観ありと心得遠ハハ説行を此上
りして大ハ禍と起せしむ故ハ小兒ハ衣
服を製り著せしむハ此等の事と能く勘考し
其大人と異するものと爲すハ肝要カク然
小當國北アメリカ合衆國を云ハ小兒ハ衣服を製り
著せしむ小季候ハ抱くハ服ハ頸腕脚と全ク

顯も生こと世上の風俗もきども小児のよめ
 りハ如何計る不幸方るべし而して之を世上
 の母は責り且説解するも只風俗るる之
 を教て如何ともきくこと能はると答ふは
 蓋し賢論智説ハ之を以て世上の誤解惡習を
 打破すべき武器あり然るも弊風の勢ハ無量
 小兒命を害するもの多きを教ふも此武器
 も愚昧るる女俗の勢は劣ることを看るべし豈
 難せざるべしんや

寒氣の日外にあつて身體を外氣に晒すと死
 を氣管燃衝肺燃衝喘息鼻膜燃衝等の如き呼吸
 吸病を受るるも小兒より大人より多しと明
 へるきども敢て然るに却て小兒は解るる
 小児の此諸病は惟て死するものも大人は比
 ずるが其幾倍も我知るに然るを斯く呼吸
 病と懸するもの多きは悉く小児の衣類着様
 の適當せざるより起るものと其製法
 かく以りて呼吸器を用ひせざるより起るもの

多し但嬰兒の胸呼吸器と用心せざるハ必
 以生癆肺病の患と醸まると猶欲食の條云ひ
 一如く嬰兒乃間了消化器と過てハ一生其病
 根を免れざると同理なり故小母とるもの嬰
 兒と養育すれハ適宜の衣服を製すべまこと
 此胎要とるを會得まるとまハ大ニ勞瘵上
 等の死數を減まると疑と容れ
 夫天地間の道理は何れも一き衣服を製し
 此の法度と背き之を為し過化より罰せし生

て死するもの、多きを一見まるときを直に
 了解のゆくべき筈なり小母とるもの小兒の
 衣を適當の服を製すと為さざるハ甚だ
 解しあつたるなり

小兒の頸腕を繫一以て風習ふ付醫師シ、ジ
 一、メークス、氏の曰く余此風儀ふ付盡力して
 百方之を討論し多きを之を能く聽き余が
 説は後子匠の才母ハ僅らわ一多之を聽き後
 ハ此一了之くあつ小兒の斃るハ本の夥し

而して世上の母は其疾は児体と露出せし風
を責ると多し其疾は微少より體を固めん
と欲せむはなりと云へり余因て一才母を謂
て曰く児体を固めんやすむ確法ハ小児六歳
に頃迄ハ熱病燦衝病等ハ患ふ事極小育る小
あはむや而して之を治るハ小児ハ衣服を
適当に著せ掩ハ日ハ外出して日光に遇ふと
きを別ち最も良き健康を得べき事
を述ふを如し此法は徳ハ以且初生児も亦柔

弱多しと多ハ多ハ少鼻膜燦衝病と肺臓は保て
と病病をまくと寒冷方々濕氣の収縮を
致す肺管病を受るが如し一才母は養後一々
月を過ぎしもの穢るまべし
如し一才母は風寒を變遷して一二才年ハ其風
體行ふ多しと多ハ多ハ少鼻膜燦衝病と肺臓は保て
了すき當時初生児ハ風寒を名て以て其非ふ
了成知り己の罪を悔ふ事
近年未帰人の留風一變一學底起捕の香を貴

ふ風習とあり敢て一人も此昏形を以て往
用ひし漸底の昏は初よりとまらざるの能く且
其昏原は益をうけしと剛くづらして是其例
なり
故に如し婦人巳の時と掩ふ所習の如し加
さるよりありし其身を寒まると是婦人の罪
なりとせと無心なる已に小児不當なる衣
服を著せ之を為し其生命を亡しは及んで
其罪も不たるなり也

醫師コノダイ氏の曰く小児の衣服を製する
小温暖なる品柄しし寛後しし全身を掩ふ
衣服あれば如何なる風俗なりとも害ありと
し然きとも頸肩腕を全し露出し其餘を温
掩ふハ健全を妨害するも必然なり此惡
よりありし喘息或は氣管炎衝の急症或は肺
衝と發せしむるなり且肺勞は原因ハ嬰
孩の時より醸し成すなりとせし故に小
児の衣服を製するハ筒袖を長くし
掌根

届りては、頭胸腹を十指掩護せしむるに、肘腋を
新前用ふとまや

醫師イーブル氏の曰く、軟弱なる孩児の間、小

胸腹を露出せしむるに尤も無理なり、風俗

勿論、古きとも年長、幼少は、露せしむるに、
盛身強剛ならず、と考ふ至るも、此諸部

を念入りに掩ふると肝要あり也

中古法蘭西擾亂の世は、當工々小兒も喘息甚

他急驟する病疰盛は、行々を考ふると世人の能

く知る所なり、其壯年の輩も肺勞腸病痛

風等と患ふものあり、而して其因を推し尋

ねず、當時の風俗ハ、人族の等級より多し、胸

と露し衣を薄くせし、流行し、たよりわ起す

し、なり、此風を羅馬の如き溫和な、氣候は國

と、ハ、法蘭西又は合衆國の如き

季候の定まらざる、ハ、適當せしむる

父母、其本の温々あり、衣類を以て、已に頸腋

と包み掩ひ之より、其安快を覺ゆ、故に此

謂を露^つりて氣候^の變遷^を感^ずるもの少^し
 多^し然^るに小兒^は限^りて此^の部^を掩^ハさる^ハ何^れ
 故^にあ^らや解^けしか^ら之^を謂^ふる^は風俗^の流行^に
 於^ては之^を破^りて廢^せさ^る小兒^は至^當の衣^を
 服^を著^せて安快^{を得}せしむ^る能^はる^べし
 小兒^は大人^の如^く肺^中に新氣^を容^れる^べし
 然^るに強健^{なる}年^長に至^るハ寒^氣
 氣^は外感^せる^は胸^部を掩^護す^べし
 小兒^は衣服^を著^せる^は通^常の法^則を能^く皮^膚

自然^の溫度^を存^保す^る様^をみ^る故^に年^長
 中^に至^極和^らる^はフ^ラ子^ルを以^て肌^を著^る
 其^の内^に夏^年に^も寢^る薄^き品^を用^ふ小兒^生
 きて後^に一^二ヶ月^の間^に其^の熱^を温^持續^す疎^に
 紛^々年^長もの中^に同^じく^く速^く小^兒變^化せ^る由^を
 き^小控^へて^別て^フラ^子ル^の衣^類を^用て^児
 體^に温^氣を^貯蓄^する^は肝^要と^す
 フ^ラ子^ルを以^て小兒^の下^着と^あら^う其^の
 利益^をあ^らう^は遙^に小^綿又^麻布^に勝^るフ^ラ子

ル冬温氣不發の品より故に體温を減らす
 所ありし之を保ち且緩くあつ織物に蒸
 發せしむ場所多し之を益し皮膚の温
 度を急減せしむて蒸氣を導き去るなり
 小児の衣類ハ質素輕薄寛緩なり之を
 固し質素とハ著脱は速く申す小児と勞
 させしふを云ふあり輕衣とハ相當の温氣を
 保つ程を云ふあり寛緩とハ小児は關節并ニ
 身體の自由運動しやすし云ふあり

小児の頭首ハ宅内よりハ常に露して決して
 帽をかぶるを以て掩ふべし
 脚は冬節が水ハ膝上まで来た所の毛織の長
 足袋を以て掩護すべし又短足袋も小児は皮
 沓を履きて歩行の歩みは年以て之を欠くへ
 衣類を著るふを感すはけ留針を用ふへ
 以急きく小児を取扱ふと死ありと云はれ易し
 痛きく損傷を致すありは成るはけ帶

紐を以て代用せしむる或は少く紐を解て衣服
を著せしむるときは留針の用ひを以て可なりべ

か見ゆ上着の帯は掌根迄あり所は首袖の付
て頸圍を掩ふもの或は用ひ而して其品柄は夏
季されを薄きものを以てしとん然きとも頸并
小腕の所は年中同様は厚地の品を以て掩護
まべし又其製法は質素なるを以てしとん然
ふ當時流行のシヤクル 和類を時とを用ひ

て斯く軟柔なる小児を若しむるを何處ぞや
如し小児の衣服はフロトシセス又穿るルベ
口ウス 何れも婦人の著物に如し 飾を付て之
を著せしむるときは其品の摺しはせぬる或は著
崩さハせぬかと心配先小主は却て小児を
安居るもや否れ懸念ハ二段のありありあはな
し此類の衣摺ハ之を著せしむるハ甚だ時間を
費し且少くは事しを破る摺もくハ大なる
とん

母^ハ〜の^ハ己^ハ子^ハの^ハ為^ハ小^ハ海^ハの^ハ初^ハ氣^ハ
 を^ハ解^ハま^ハて^ハ可^ハる^ハ也^ハと云^ハふ^ハもの^ハも^ハあ^ハる^ハべ^ハと
 れ^ハども^ハ醫^ハ師^ハ×^ハイ^ハグ^ハ氏^ハの^ハ言^ハハ^ハ小^ハ児^ハを^ハ六^ハ歳^ハの^ハ齡^ハ
 を^ハ終^ハへ^ハて^ハ決^ハし^ハて^ハ父^ハ母^ハの^ハ所^ハ有^ハと^ハし^ハて^ハ此^ハ
 年^ハ以^ハて^ハ程^ハ能^ハく^ハ育^ハ上^ハけ^ハ初^ハめ^ハに^ハ所^ハ有^ハと^ハる^ハべ^ハ
 き^ハ約^ハ條^ハの^ハ借^ハ物^ハと^ハし^ハて^ハ云^ハふ^ハに^ハ成^ハす^ハ考^ハふ^ハと
 ち^ハと^ハ小^ハ児^ハの^ハ健^ハ全^ハ安^ハ康^ハを^ハ嬉^ハし^ハく^ハ流^ハ行^ハの^ハ風^ハ俗^ハと
 別^ハし^ハて^ハ事^ハを^ハ付^ハく^ハふ^ハ及^ハば^ハさ^ハふ^ハべ^ハし^ハ且^ハ奇^ハ麗^ハの
 一^ハつ^ハ質^ハ素^ハる^ハ純^ハ白^ハの^ハ上^ハ著^ハと^ハ變^ハして^ハ總^ハ飾^ハ式^ハ
 ハ

紐^ハ飾^ハの^ハ法^ハを^ハ毎^ハ日^ハ彼^ハ此^ハの^ハ掛^ハと^ハ易^ハき^ハ衣^ハ裳^ハ
 を^ハ著^ハせ^ハて^ハ小^ハ児^ハの^ハ容^ハ姿^ハを^ハ真^ハ不^ハ善^ハく^ハな^ハり^ハと^ハし^ハて
 男^ハハ^ハ馬^ハの^ハさ^ハり^ハ也^ハ
 夜^ハ中^ハ着^ハ用^ハは^ハ着^ハ類^ハを^ハ畫^ハ着^ハり^ハ比^ハふ^ハに^ハ輕^ハき^ハもの^ハ
 を^ハ用^ハふ^ハべ^ハし^ハ且^ハ寝^ハ時^ハの^ハ時^ハを^ハ懸^ハて^ハ小^ハ児^ハの^ハ衣^ハ類^ハ
 は^ハ屬^ハさ^ハる^ハ品^ハと^ハし^ハて^ハ變^ハま^ハる^ハべ^ハし^ハ
 孩^ハ兒^ハは^ハ多^ハく^ハ衣^ハ履^ハを^ハ著^ハせ^ハる^ハハ^ハ不^ハ當^ハる^ハや^ハ其^ハれ
 説^ハあ^ハき^ハとも^ハ一^ハ概^ハふ^ハ此^ハ説^ハを^ハ寄^ハる^ハべ^ハし^ハ外^ハ出^ハ
 一^ハた^ハと^ハき^ハ又^ハも^ハ外^ハ氣^ハ流^ハ通^ハの^ハよ^ハに^ハ室^ハ内^ハふ^ハら^ハる^ハ

とを扱と多く着用するはよかると雖も
大抵孩児は衣服を少く著せ其室内を甚ど
温暖より新氣を驅出まると以て之より
病根を醸成する多し其用ひまづ
熱く衣被と多く着用するときは
皮膚を弛緩し一竟に衰弱を生ずるか
ど難動まへきて之より
氣候の變遷不用心すれば養生不
ふあとなまきば妨害まへきて
候は感せ劣や

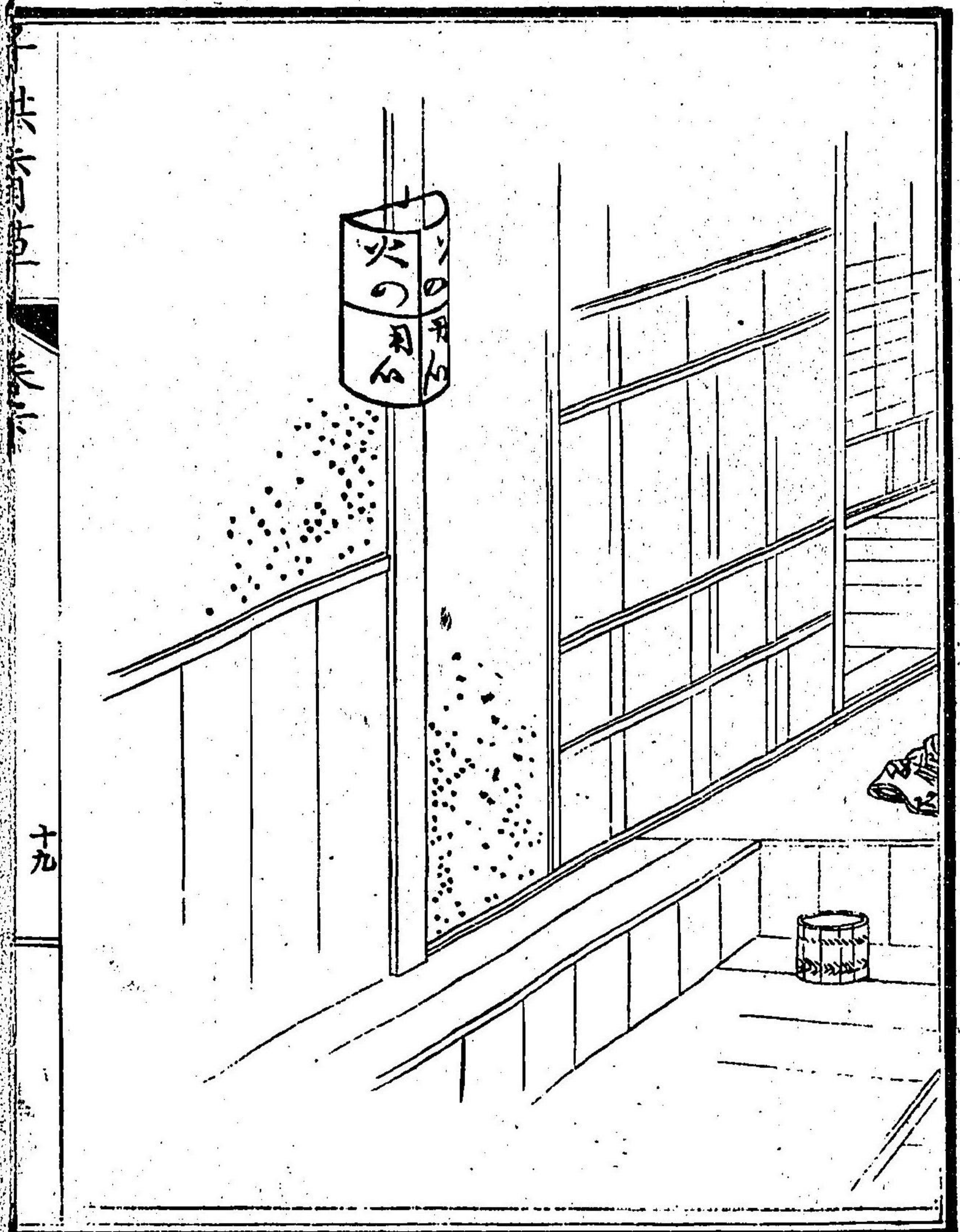
よがと扱と多く保護まづ
小児不時候相應の服を著せ
皮膚の機能
成能くするまへて
外氣と防る
在

○洗浴の事

洗浴を身體を清潔
し且壯健を引立
事
イーブル氏の所見を以て
其説は
く全身清潔
よわ覺ゆ
所の爽快
猶ほ

正し其行儀の被思と感發まゝが如く
尤も人此注目すくきものより又小児の
洗滌不馴ル位原由快と覺えしむ
大入此方をも身軀を清潔に
其の穢ありといへども怒り
此の穢を之と怒りしを大人とかり
自ら不潔を厭み竟り病根を醸ま
此水も清潔を責ふとの甚ど
うききし人此知し所して見

壯健者しむるハ至當の洗滌法を
おぬくものガ一而して其法を
多かれハ今至當の法を
孩児を浴すふは其温度凡九
十八度の鹽温に回しき清
まぐ怒きとも此温度を知
以てすく不潔なきハ浴湯の
まゝ為り別は寒暖計を備へ
如何かと意する者其湯熱
七



衰弱と起し、足キ冷すは其生力を苦歷し、後後
て痛苦を引き起せむを
児體を堅固トせんと欲する孩児を冷ハ水ヲ投スま

新こと頻勸ヒくもの可きも月を經き亦孩

児の體ハ抗ハ力強キ故ニ必ズ行ハぶコト

き事トり

小児の齒長し體強くるハ後ハ溫度を減シ

其内ニも痰熱ノ候ヲハ一二月の間冷水

と浴せしめ可クなりと雖も其體ハ温ム

同ク半温湯ト用フをトり

洗浴の時刻を朝間トして其内ニも朝飯後ニ

三時の浴ヲをトり

洗浴ハ器ヲ用フるハ小児の全身ハ湯中ニ立テ

る様ニすレば彼の體ハ湯中ニ投スまス

風習を極め宜クかレば必ズ行ハぶコト

らんぬし此風習ヲよクバ胃上ノ部ヲ自ら濕シ

ひ湯温ムを冷ムるハ外ニ觸ル水ノ寒ノ氣ヲ

生スるハ後見ト從テ洗浴ヲ好ムるハ且ニ恐ル

子佛育草 卷下

子佛育草 卷下

子佛育草 卷下

らくを是よりして聖京倭等此に呼吸器に
係りたる熱衝病を引起せしあり

小兒の全身を温湯に投じ浴せしむハ家初ハ
三四分時の間湯中を居ししめ漸長し體強く

なりし後ハ其時間を長くすべし而して湯中
より出るときハ和くカクフヲ子ルを以

て和し強く擦り拭ふ處一此拭法ハ唯皮膚に
濕を拭ふけりしより大ハ益ありし但小

兒も快く思ひ且皮膚を強壯にすれしハ此乃

如く洗浴の後四五分時の間全身を擦り拭ふ

は若くすのありし

小兒を洗浴せしむ石鹼を用ふ可し如

何より身を全身に油氣を塗るに皮膚

を軟柔且滑澤し以て之を掩護せしむの之

法より若し石鹼を用ふべき其油氣と混和し

て其油氣を去り皮面を粗裂せしむるの

洗浴の主意と皮上に残りし蒸發氣を洗除

すれしより而して平素ハ塩性のものを
温湯

意して衣類の汚湿を除き皮膚の汚れなき様

よま

○慣練の事

身體と慣練し健壯となす小生生涯の内小
童も小児の頃よりあはれ時をとり遊ばしむる
遊ばしむる大に其功益を得んとす小ハ絶多に
注意して身體中の機關并ニ其機能をたす法別
と解説すしふあり
遊ばし後一二ヶ月の間ハ全く運動しかたじけな

おすれバ孩児を抱くハ児守の腕を其頭

をさへ其體を斜し如何様の事ありとも四

ヶ月お至りまてを直立したる形に抱くべか

しぬぬし甚ど弱き小児るれば夫より二三ヶ

月も長く頭を支え成すべし嬰孩の間を其

背骨に抱く頸筋、肩の重さ成すべし力なき

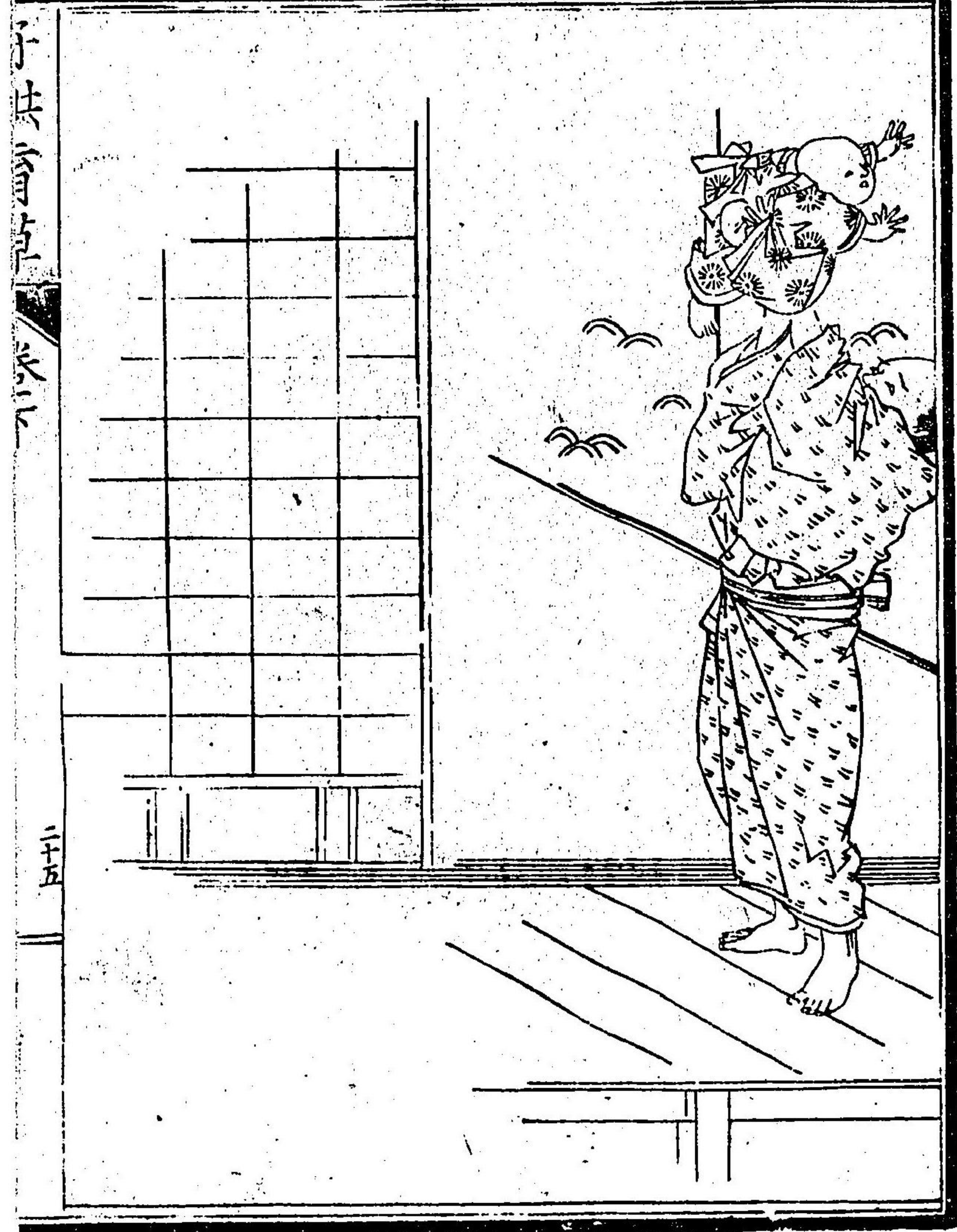
その形多バより年長し背骨の彎曲何れハ

まゝと此事を忘れて頸を支へざるが有るに

懸て小児を取扱ふハ餘り濕和し過るべし

小兒を掛ち揚る不綱して小
 兒の腕を以て抱へ揚る可のまれば
 決してこの様のあつて成る身様う用心し常
 腹下にあつて所々の脚の兩側をふや當る抱
 へ揚く如何するルバ小兒の頭ハ関節
 此凹處甚く淺く骨の接合強不強なるを此
 義を思ひて前の如く持揚ると鉄盆
 骨の腕或を挫傷カ易なるを骨
 寝臥したる小兒を起すは常々頸をまう

こゝ成起るべし如く之を忘るゝ急小
 兒を起し其頭を後へ垂れ下家も恐
 づき急難を生まぬを
 越て小兒を空中高く衝き出或を上下
 ぐ或を粗暴小振揺も等のハ一切之
 を禁む此類の慣練ハ決して小兒の為
 益と常ハ危難を避きさしなり
 兒守も太々安樂して小兒の為大不功
 益ある慣練ハ床畳の上小兒の背下



一 臥せしむる如くもの方一之ハ小児を
 下自ら運動せしめ且見守の手を小児を圍
 むを以て脱落も等如き不安心をもくお
 へし小児も名自ら慰樂まじり
 小児生れ二週も経るときハ夏季はバ
 ば抱きを外出一式を車掛りて申
 へ金一紙一溫和る天候と雖も餘久
 家外子居るへし又常ニ夕方の濕氣を避
 べし且生れ一週の間を糸綱を以て小児の

顔面を掩ふべし此此小児の眼ハ強き
 老季ハ甚ぐ堪へかききそのるを
 小児十分歩行し行し此出来は室内
 小て此處彼處へ行んやして這廻るもの
 とも之ハ止むるをよと蓋一人も他
 油と異なり大恵のあり造油者より立
 云へ貴いとき特命を受るるは
 小児をて這へむあを馬車もの

赤類を汚損し小児を清潔にまゝと能ハさず
此と云々以一部ハ肥太ハ生長し他部ハ其
大き成減少まゝと何さハまり但容顔の醜儀
を大う此取扱方カクちあるものカク
父母と云々の幼しも早く其児の歩む
とすれ願望よりとて未と體軀は其機能さ
とくくは勉め勵まして歩ませるもの屬あま
あまきうとて竟に多少の廢疾を古例少
らけ小児を歩行せし十月頃よりあるや

赤ハ十三十月頃よりすも左程は妨けハ
かたきとも只未と關節の強くと體軀を支
ふ程はかるき不強て歩ませる為に終身の
廢疾を起すこと試考ありとまハ強ての歩行
を謹むべきとすも也
小児は歩行を教ふ道具仕掛練くあれとも用
ふへうの以當るの歩行期至るハ教へ
自ら合點すべし強れとも自然に任まると
歩行をくく歩行を慣練すべき期より速に過

赤類を汚損し小児を清潔にまゝと能ハさず
此と云々以一部ハ肥太ハ生長し他部ハ其
大き成減少まゝと何さハまり但容顔の醜儀
を大う此取扱方カクちあるものカク
父母と云々の幼しも早く其児の歩む
とすれ願望よりとて未と體軀は其機能さ
とくくは勉め勵まして歩ませるもの屬あま
あまきうとて竟に多少の廢疾を古例少
らけ小児を歩行せし十月頃よりあるや

き武も遠ふ過く新恐れあり用んす
小児達者も逐ふも力を得し
母の職務ハ小児を以て此最も希ふべき事
を遂ルルもむるも自由を授けしむるも在
るは成るべしつの一の遊戯地を設けしむるも
天氣の節は備へて大なる空室を設けて悪
き天氣の即ち備ふべし且其要は農民及び職
人の遊具等種々の嬉戯の属する道具を備へ
置き此より遊ひ俾めば彼も嬉むやうに仕

掛るべきを自在に生育し骨強健となり
精氣を増盛し寛ふ壯健の概概とあり
小児を以て只運動の主意を以て面白か
らぬ一と續きの戯を貫き學ぶるもむるも
誤りもぬ一如此を嬉戯とすむるも
學ぶるも小児を以て勞苦思せしめて快
遊せしむるも心共々壯健とすむるも且之を
教へ責むるも煩しむるも其器械修理の
易きものなり

○空気の事

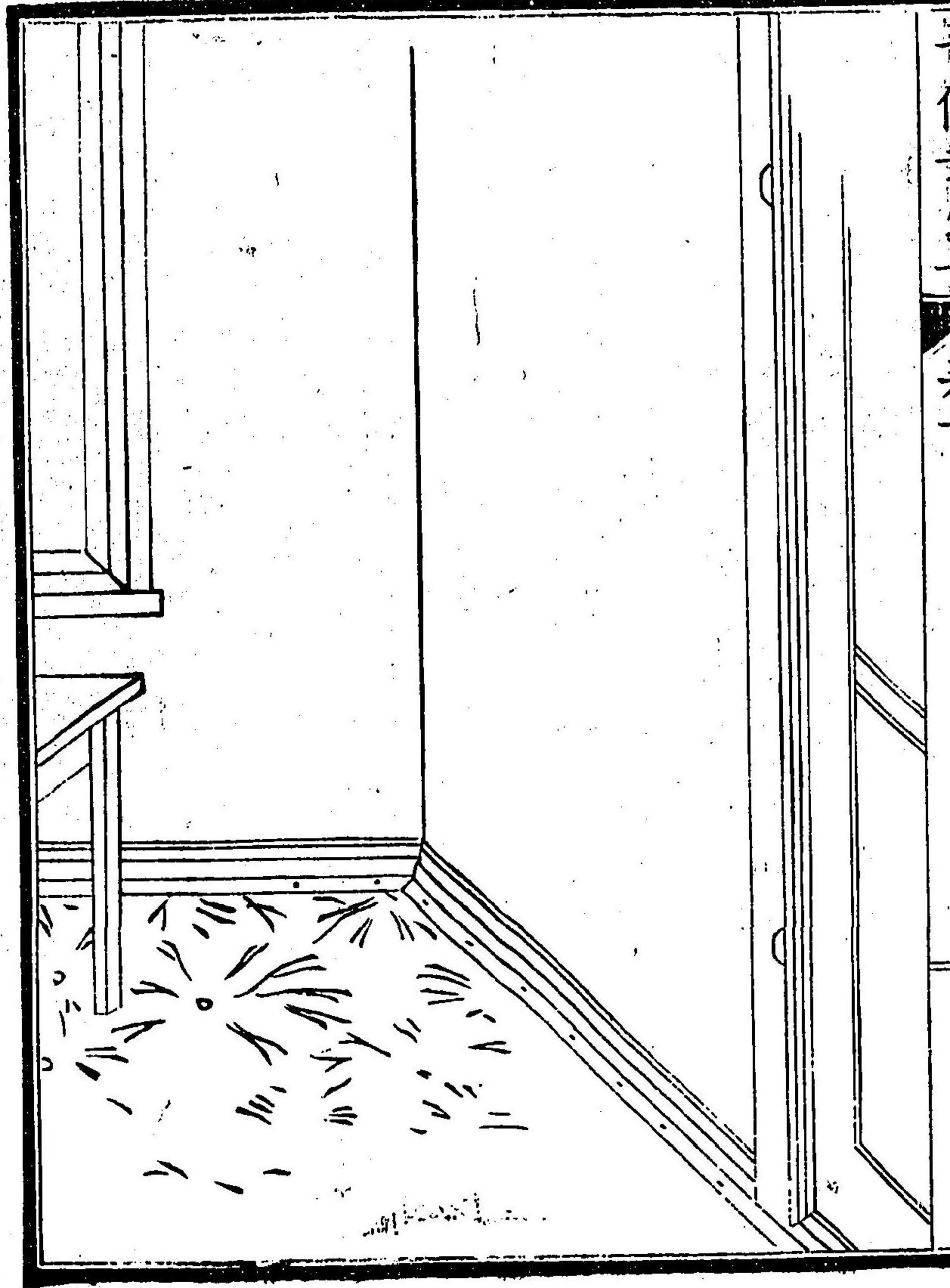
近年本病院寺堂官廳の如き大建物は於ては
 大に空気が流通の法を改修せりや路も尋常
 の民家と異つてハ未だ其法一徹不行番うべし
 又室房は十餘あり風入の法を設けず空気を入
 替へしとせし是れ病根を醸し我人其此
 禍害とす所以を論じ無事中に閑居
 み居て害のあはる生煙の中をくも軟弱
 て感一歎き小児の泣く其一也とす

當今病人の其を成るはけ外氣と遇ふべき
 その肝要を知るの多し一は此事小児
 の大益あり勿論也一は欠くへりきり
 やと雖も斯く屢小児を外氣と遇ふは何故
 一は肝要ありや又何故家外より歸りて其
 と左極く快活すもや又室中より呼吸するは
 空気を汚惡し一は小児に害あり所以ハ何故
 かなむ能く思ひ及ばず

小児ハ食物をくんで数日の生命を保つこ

と雖とも空奪するも暫時も生れ存すも亦く
能はず又生命を保つは空気の肉如く其氣
分を既し呼吸し之れ悪氣とするとた之を除
去れば残り糞の空奪するも不足はなかる
竟も苦死を致すも猶形骸を保つは亦必用
なす種は食量と減して僅に其糞分を餘與
れと竟も餓死を致すが如く而して一度呼吸
多れ空奪と再び呼吸するも其害ある處と明
かすも竟も死を致すべし然るも世上は小

児部屋を見し小陳腐に在る空気が出ると新鮮
なる空気が入るに絶えぬ新舊代謝する儻に仕掛
けられたる幾許もなく小児を以て既し呼吸し
た多量に復し呼吸せしむる病室の根本と不
成なる勿論として竟も死を致すべし
我輩共の先祖を皆我輩と異し其身體強健
かりしや何故不然とやと其所以を尋るも外
氣の中不仕に暮らされたり其頃の家宅ハ
種々の事故より生れ命を支保し形骸を強



健ヤニモ外ク氣カ四カ方カ上カ下カより流通カすカ中カに小
造カるカをカハカあり
善カしカ此カのカ如カくカ家カ外カよりカ新カ鮮カなるカ空カ氣カをカ入カるカ
とカたカとカ其カ室カ内カハカ甚カとカ寒カ冷カなりカてカ人カのカ隙カ
風カよりカ苦カしカむカ屋カとカ思カふカとカ通カ係カるカれカともカ決カ
してカ然カるカにカ如カ何カとカカカをカハカ如カくカ窓カをカ閉カめカしカ閉カ
きカてカ外カ氣カをカ入カるカともカ窓カをカ掛カるとカたカとカ其カ
隙カ風カとカ防カぎカ且カ室カ中カよりカ炭カ薪カをカ焚カきカ増カしカとカ其カ
とカ相カ当カのカ温カ度カをカ保カつカとカなりカ

小カ児カのカ既カくカ呼カ吸カしカたるカ悪カ毒カをカ再カびカ呼カ吸カすカ
よカしカてカ毒カを受カるカれカ時カをカ夜カ間カとカ尤カもカ甚カしカ
ハカ然カルカどもカ熱カくカ夜カ間カのカ熱カをカ悪カ毒カとカしカ思カふカ
ことカ世カ俗カのカ習カふカをカもカ少カしカ識カ量カのカ所カ人カと
しカてカ之カをカ思カふカめカバカ其カ故カをカ知カらカずカとカ忽カち
了カ解カしてカ大カ都カ會カのカ外カ氣カハカ晝カ日カよりカ夜カ間カとカ純カ
潔カとカもカしカとカ知カるカ屋カとカ唯カ小カ児カよりカ呼カ吸カせ
しカむカとカ害カするカれカてカ夜カ氣カハカ室カ中カにカ生カ命カをカ
保カ續カしてカ壯カ健カかりカしカむカ清カ氣カをカ閉カ籠カ

残りて既に呼吸し去る瘴氣あり
 小児の寢室より上より引き降り窓戸ありべ
 一但し之と閉らる寢室を十就し著せしむるに
 小児は温暖なりて衣類を受りしむの恐るべき
 故に火氣を以て窓を温むるに及らば後て
 室中の空氣も亦汚敗せしむる蓋し小児は寒
 氣より多しめらるべきもの故寢室を絶えり十就し
 著せしむるに又寢室中の戸を開き移し他室
 と通せしめ他居室より内ハ寢室の如く

外氣流通せしむ様を密閉せしむるに窓戸を
 閉き置くとくは他室より通しづるものなきこと
 必しとくは他室より通しづるものなきこと
 空氣の汚敗せしむる原因一ありさきとくは
 室中尤も能く汚敗せしめて且呼吸し害あり
 と既に呼吸せしむる室より故に小児は病氣
 かりとるべきハ衣服を増して温うし一時宜し
 温湯を入れしむる壺を以て温め而して後
 窓を開きて新氣を通せしむる然れども寢室に

隙風の来りぬ様用心をへきハ勿論なり但空
 氣を清新キヨクアンとすも小を之を措て他カに益ある術
 ありカヨラニシタ薫蒸カウラニシタの如も實際カヨラニシタに益あるをきバ決して用
 らざる勿れ唯病室カヨラニシタを傳染を避くへきもの
 を清新キヨクアンとす外氣カヨラニシタと
 室中カヨラニシタに焚火カヨラニシタを置くあり一般の風俗とありて
 より外氣流通カヨラニシタのより是ハ甚不幸なりと云れ
 ばも従ひ之ありも必り室中カヨラニシタに絶えぬ極清
 鮮カヨラニシタなる空氣カヨラニシタをへきつて健ハされ理あり唯空

氣の流通カヨラニシタを素と用ふとまを爐火あり暖々
 としてやると室中カヨラニシタに蒸氣カヨラニシタと積りて之を室中
 此如く空氣清新カヨラニシタはまると我湯べり世人多
 くと室中カヨラニシタに空氣流通カヨラニシタの礙カヨラニシタを誤カヨラニシタりて
 室中カヨラニシタと清氣カヨラニシタをまるとハ必りも空中カヨラニシタを寒冷カヨラニシタに
 するふ及バ必り又寒室カヨラニシタハ必りも室中カヨラニシタの流通カヨラニシタよ
 きものたるとしてカヨラニシタ温室カヨラニシタに積りも空氣カヨラニシタと清新カヨラニシタ
 とありて或得ば
 兎守部屋カヨラニシタの湿度カヨラニシタに注意カヨラニシタをとりて肝要カヨラニシタとして常

二寒暖計と置之之と程能く一晝日ハ冬幸
れハ六十五度より七十度の温氣と行べ一然
る如く小児の居室ハ温氣劇く多し過く
を穢質の弛後を生一大小體温力を減一從て
寒冷なる外氣は遇へハ相當の温度ハ慣れ
おものよそ寒邪を受易しとん
呼吸ハ小児の出産と共に始まる夫より一
生の間絶えずとぬ一而して其呼吸は毎小
或る薬とるも或る薬とかること外圍より空

家の品質は從て異なり然れども人ぬ一惡氣
此害あるを粗忽ニ考ふと幸ハ左に
くおぼらさきども能く熟思をなす
を保續すも必用方了清氣を生活する所
以の實證を憚るべし

○禮教の事

此書ハ此義を委しく記きて可る事とも始
て其主意はありき竹を唯小児の儀本安令と
禮儀行状ハ係する所の成擧ぐへし

人生の主と成る所を唯究理上の健康法と
 みると思ふに我が願ふ所はありて人身の
 中究理に係りと其部と心意に係りと其部と
 相連係して推さるる此两部を健全快達せ
 るには何れも正道の教育を以てふあり
 小児生きて一二年の間之を取締りて
 唯摧威を以てせざるを得其時父の
 の言葉ハ其子の法則とするべし決して
 小児に向ひ向ふ返らへるべきあり但

此柔弱なる年頃之義理の吟別も亦そのお
 れハ長々として理窟をまき言葉を用ひ
 ても唯汝ハせむぐまぬが又為さるるハ出
 来ぬとの二語の主意にて自ら安福を得て悲
 痛をさきもの方々又如何様の事なりとも小
 児に諂諛物を遣りて聽き従ハしむるの風を
 行ふべし又常々小児を服従せしめんと
 して怪怖を以て威し或は脅し悪習をなすべ
 し但始よと父母に信任親服を以て様子教へ

いすれとす小児をば説解も遣ひ扱も恐有
もまじふ及むれして直了喜んで父母の言と
遵奉まづ實子親子の慶福安全ハ此教導不
離すあれやれをば小児をて其進道具
を捨て寝床に就かゝめんとして種々其手段を
盡し又と病まのとき薬茶を服せんと
て家族も集り説き勸れども速く不服従せざ
ふもの間とあり其実態を了るときハ何んと
歎くへまゝさすりや之れを以て教導其宜し

かゝる小児ハ

小児ハ理窟々まゝに議論をくハ解せまはも
其力も其正邪の差別ハ直小合点せり
母と其子の温順正直不齊ん
と思ふ常々左に揚げると其主意を忘るべし
らん即其主と醫師コンバ氏の實説ハ父母
と其子の怒静と其忍まるとさすり
時々慈愛と以て撫育すると又一時其
其外と以て慈威と以て小児の正實順撰か

を現出せんとすハ猶不難ト葡萄を採ら
んと刺より無花菓を摘んとも其
ありて能ハきあるあり

小児を取扱ふハ粗暴の事ハハ
温順堅固子育んと思ふ慈愛を施

以て他術ナリト
小児生長長まふ後ハ法則通ふ書籍を以て

教授せまあるは
早く過る先達書るの業を心

と勞せむる前ト見物と暢ひ閑中時を許し
画一したる少きハ却て教導の効と奏まふ大
りて且見體として腕弱き一りしり從て天
死を免るべし
おのひ歳として讀書すも亦教て意
とまはし何きもの若し心思を勞し過
き餘り脳髓を悩まして之を為す其壯健を害
ふまは豈大事とむや醫師カレボスル氏
の名言ハ花盛りの春と春とを緑葉の

の緑葉の
三六



秋夏あきなつは力ちからをんとの愚おろそうさる思おもひより其その夏なつハ
竟ついにく来きり其その實じつの由よし來きる故ゆゑに花はなを凋しぼること
小兒こどもをして書物しよぶつの思しを彫うりて早はやく小こ道みちく
へてさるる肝かん要ようされるも亦また之これを始はじめひて違ちが
きもも過すぐへて且かつ小兒こどもの問とひかつと
たを汝なは解とぬと言いふる智ちされるもか様さま
のときハ能たく答こたへ難がたいんべい小兒こどもの心こころを
くくりて一通ひととほり流ながき聞きくまときハ遠とほ者ものは智ち
識しと聞き禮儀れいぎと知ちりてむむ此こゝ一ひと助たすける人ひと

此こゝ等らハ教諭きょうゆハ忘わすれる事ことへてさる要務ようむとり
固かたく父母ふぼより讓ゆるり受うける性せい質しつするるハ其その子こ
の精神せいしんを移うつり賦たづまるくて勿な論ろんされるも生長せいじやう
後のちの善良ぜんらうの質しつとりなるハ小兒こどもの内うち父母ふぼの教きょう
導どう方かたもよふこと疑うひを然しかるるハ世俗せきよくハ小兒こども
鬼おにと彫うつるハ心こころ神かみ強健きやうけんとりて才智さいちある人
ハ付托ふとくまるるる寧なろ魯鈍ろとんハて無む業ごうある人
ハ委まかせるるる如ごとく思おもふるハ大おほきる能たく違ちがひを
前まへ

其その書しよ草そう

早はや

子供於左之羊安之下

子世音等跋

余御向... 孩兒疾病... 亦合... 白... 兒... 病... 動... 八... 名... 滿... 行... 兒... 命... 也... 留... 之... 燕... 每... 按

生れ過るに由らざる。斯人の善物の上。
然る毎人智の私欲半違しく。善く
法に巧み理を深し。善く其の道徳を
善く其の善く。其の善く。其の善く。
能く其命を保全し。其の善く。其の善く。
間接夫の善く。其の善く。其の善く。
其の善く。其の善く。其の善く。其の善く。
其の善く。其の善く。其の善く。其の善く。

生れの理人より善く其の及。以て講明せ
る。其の善く。其の善く。其の善く。其の善く。
一所の子供育。其の善く。其の善く。其の善く。
其の善く。其の善く。其の善く。其の善く。
代謝。其の善く。其の善く。其の善く。其の善く。
其の善く。其の善く。其の善く。其の善く。
其の善く。其の善く。其の善く。其の善く。
其の善く。其の善く。其の善く。其の善く。
其の善く。其の善く。其の善く。其の善く。

父尚多。女の事。以て其才。は
玩味。繼令。造祀。忠一。助。は。是。以。
宗。始。嘗。可。也。其。事。以。拜。也。
余。請。予。所。事。也。其。事。以。拜。也。
少。事。也。以。所。事。也。其。事。以。拜。也。

紀元二千五百三十二年六月

産靈舎主人 徳

恭心宗云 

明治十三年五月相受之

符管名



